

人権特集

同和問題解決のために

Saga

Saga City Monthly Magazine 1996

市報さが

わたしの幸せ
あなたの幸せ

ともに生きる

差別のないほんとうに明るく
住みよい社会をつくるために
みんなで考え語りあってみましょう。



生まれたばかりの 赤ちゃん和人権

生まれたばかりの赤ちゃんに、はじめて
対面したときに、あなたがお父さんだとし
たらなんと声をかけますか。

「女の子か……」。

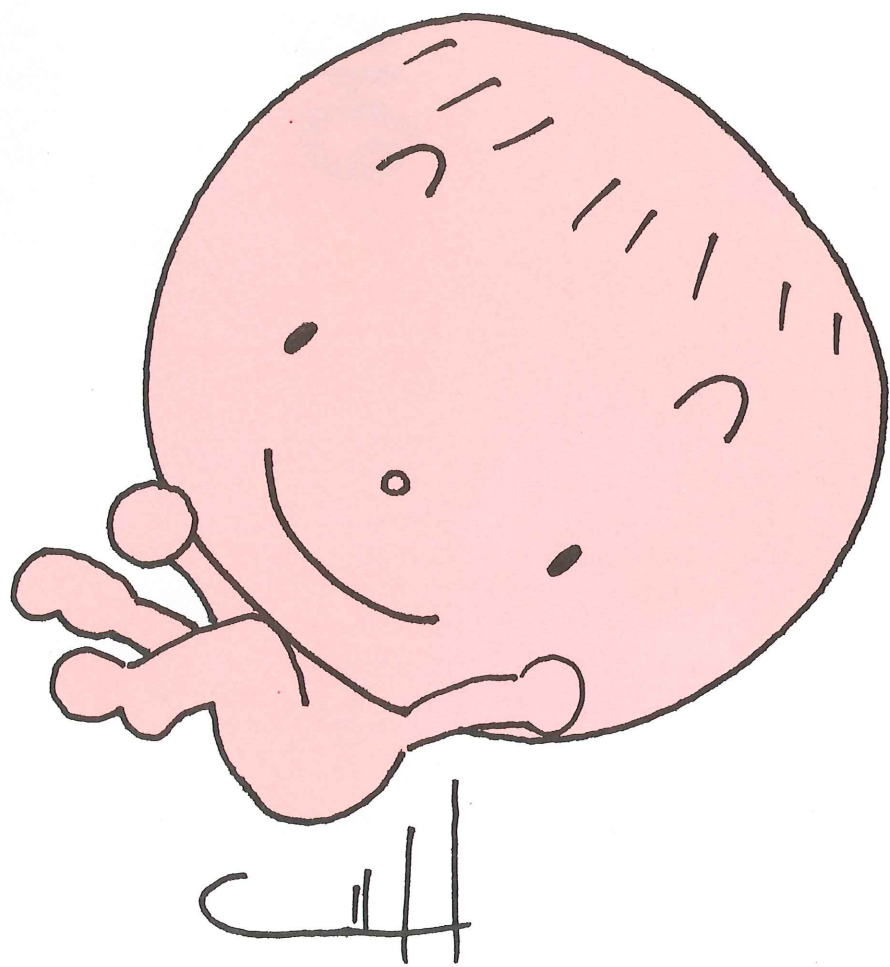
「五体満足か……」。

「はじめまして、ぼくがお父さんだよ」。

「お母さん大変だったぞ、感謝しろよ」。

逆に、皆さんが、生まれたばかりの赤ちゃんだった
としましょう。父親に、「なんだ女か」とか「五体満足
か」という言葉で初対面されたとしたら、きっとあな
たはご立腹だと思います。外見や性別だけで語る父親
に「私だって同じ人間よ。対等に認めてよ。はじめま
してお父さん」と。「人権は、赤ちゃんから」というこ
とを肝に銘じたいものです。

※「子どもの権利条約」わが国では一九九四年批准五
月二二日発効。



『……のくせに』ってなに？

小さな子どもたちが「ままごと」をしてあそんでいます。

「お父さんもつだって。そのおさらをかたづけしてくださ
いな」と女の子がいました。

「女のくせになにやってんだい、ぼくはお父さんだぞ。そ
んなの女のしごとだろう」

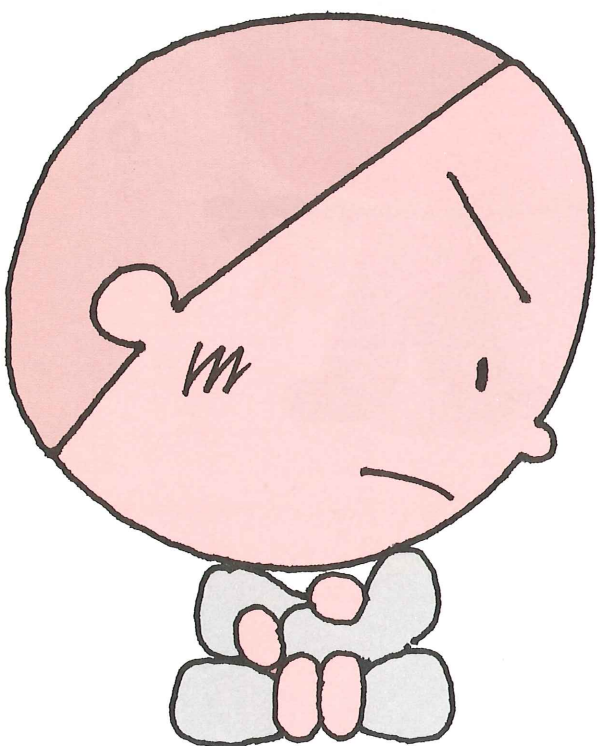
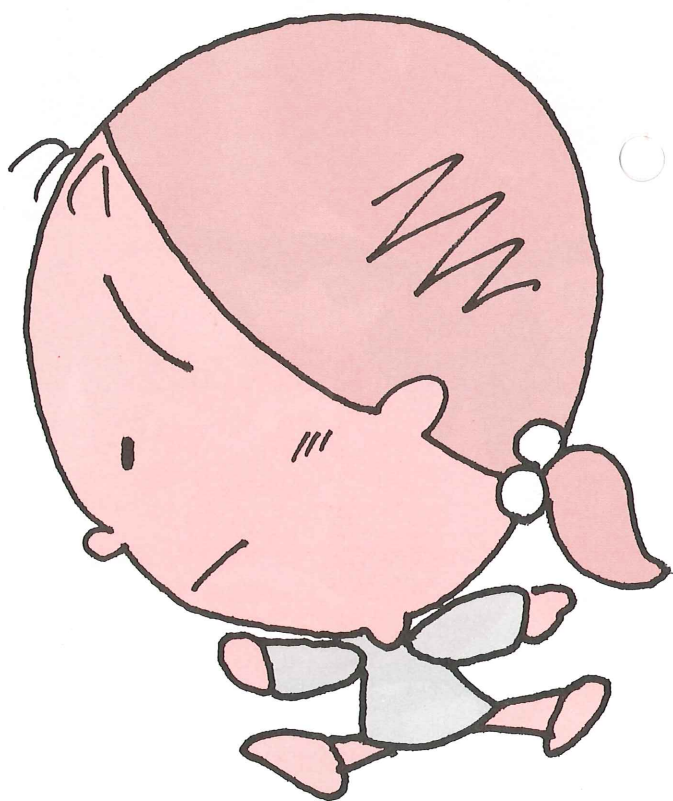
と男の子が答えます。

すると、子ども役をしていたもう一人の男の子が

「ぼくがつだってあげるよ」といいます。

「だめだよ。男のくせに、そんなことしてはだめだ」と、

お父さん役の男の子がとめています。



家事は女性がすべきものと決めてかかっている偏見が、
「女のくせに……」と言わせるのです。
しかし、だからといって、女性が家事をして悪いという
ものではありません。大切なことは、本来だれがしてもいい
家事が、お母さんがすべきものとされ、一方、外で働くの
がお父さんの役割だと決めつけていることです。
最近では、共働きの家庭などで、家事を分担しているケ
ースも多く見られるようです。こうした身近な話題から、
さまざまな偏見や差別の誤りについてご家族で話し合っ
てみてください。

差別問題を考えるには、 三つの原則があります。

「する」を許さない

「される人」を責めない

「傍観者」であってはならない

「する」を許さない

これは、「差別をする」は無条件でダメだということ。「こういう理由があつたから差別をしたんです」というような弁解は、一切通用しないということ。

これが第一の原則です。

「される人」を責めない

これは、差別は「差別される人」がいるからあるのではなく「差別する人」がいるからあるのだということ。「同和地区の人がいるから」部落差別があるのではなく「あの人たちは、地区の人だ、というかたちで差別をする人がいるから」部落差別があるということ。

これが第二の原則です。

ぼうかんしや 「傍観者」であっては ならない

これは、差別の具体的な場面では、「差別をする、あるいは私とは関係ない」か「差別を許さない」か、どちらかしかないということ。だから、「傍観者」は認められないということ。

これが第三の原則です。



差別問題の三原則を守りましょう。

差別をなくすために すぐできること

「差別をなくす」ということは、頭の中だけの理屈や考え方の問題ではなく、
そのために「どう動くか」が問題なのです。
誰にでもすぐできることがあります。

自分のまわりに
差別があったら

「その場で」言う

差別を目にしたり、耳にしたら、「その
場で」「それはおかしい」と言う。

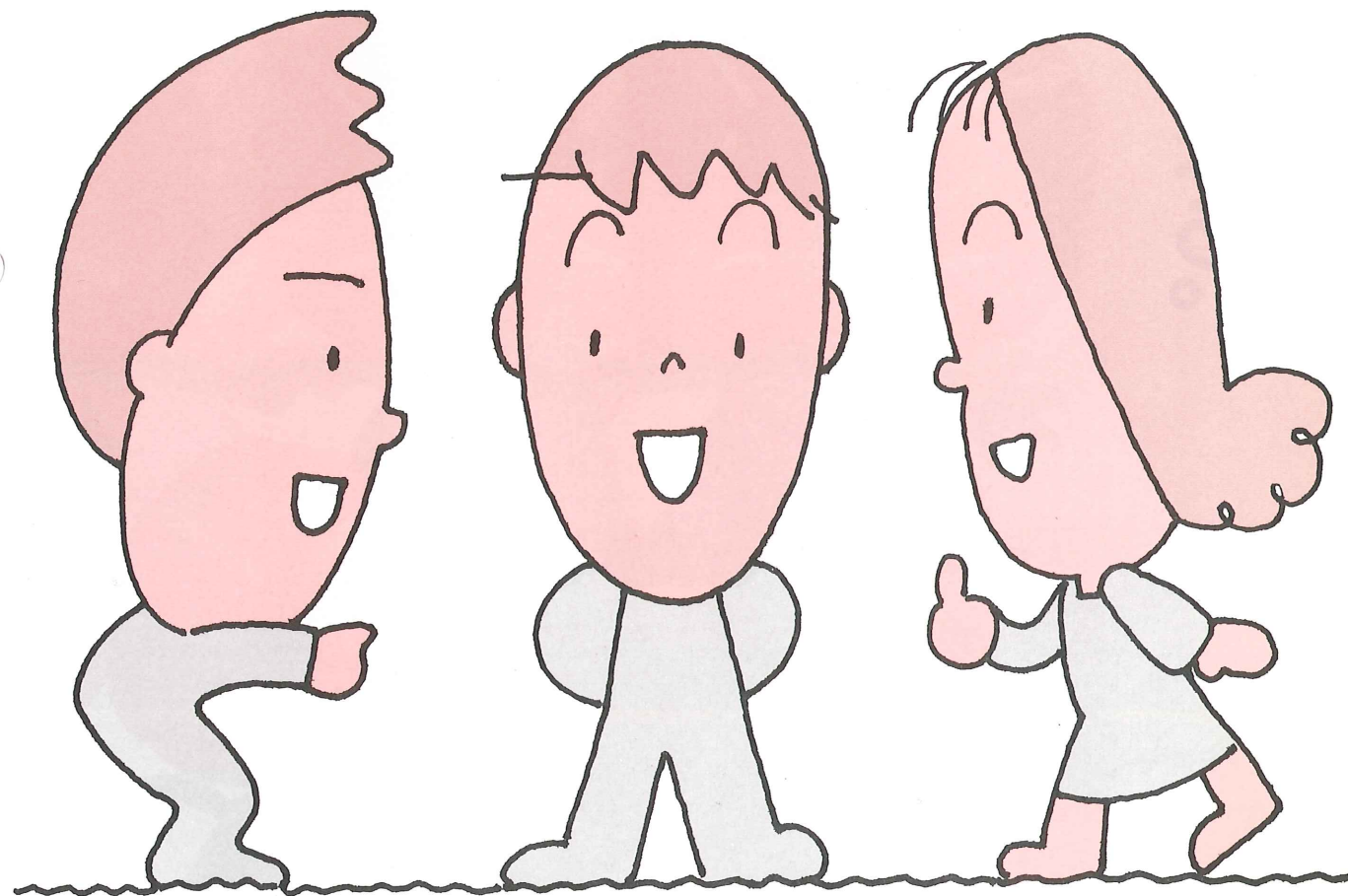
「親しいから」言う

自分の身近なひと、例えば親や子ども、きょう
だい、友だち、これらの「身近なひと」だからこ
そ、差別があつたら「それはおかしい」と言う。

「素直に」言う

差別があつたら、それに対して「それはお
かしい」と「自然に」「すなおに」言う。

これだけのことは、その気になれば誰でもすぐにも
も実行できることです。



自分のこととして 学習会へ参加しましょう

自分は、差別したことも、されたこともないとい
う人が、いるかもしれません。
しかし、差別は、現実にあなたのまわりで、今起
ています。

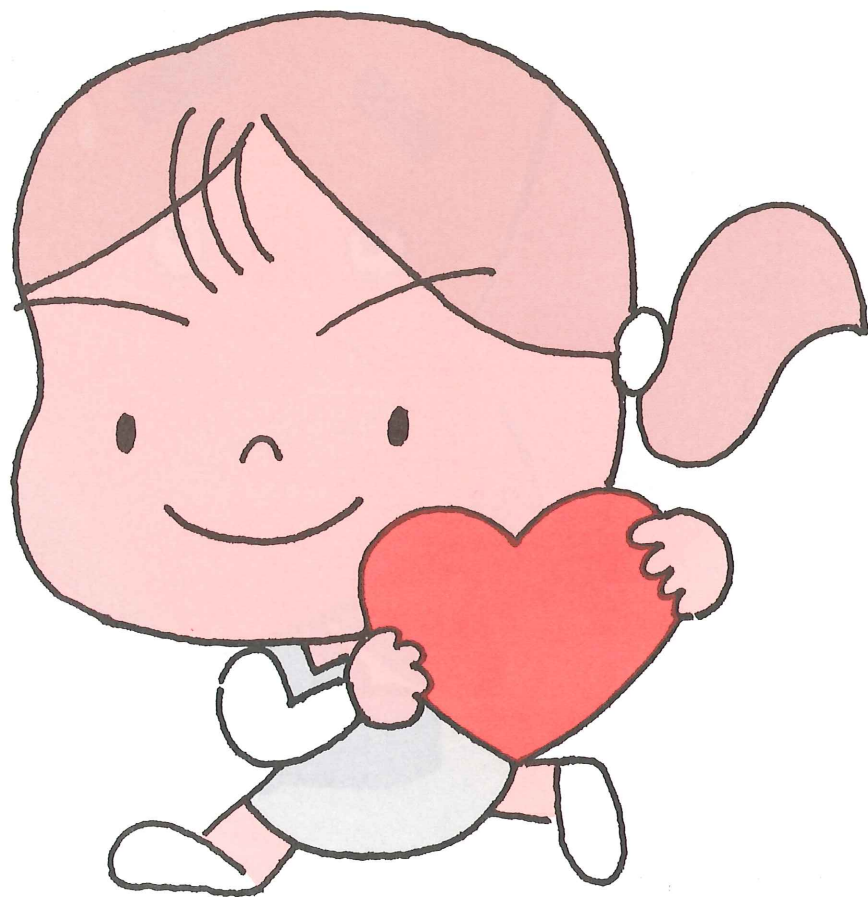
差別を、二十一世紀に持ち越さないために佐賀市で
は、「**部落差別撤廃条例**」が制定されました。

差別をなくすためには、まず、差別について知るこ
とが必要です。

どのようなことが起きているのか。
なぜ、そのようなことが生まれたのか。
そして、解決のために、今、何が行われているのか。
それらを理解した上で、差別を見抜く目と、差別を許
さない強い心を持って、行動していくことが大切です。

明るい佐賀市のために

佐賀市では「公民分館研修」「高齢者・婦人会等各種
学級研修」「同和教育講演会」などの啓発活動を行っ
ています。



『おい』

ぼくのおとうさんは

おかあさんを

「おい」とよびます。

おかあさんは

「はいっ」とこたえます。

ぼくのおとうさんは

ぼくのことを

「洋一」とよびます。

ぼくは「はい」とこたえます。

先生が はなしてくれました。

「友だちを

『おい』とよんではいけないよ」と。

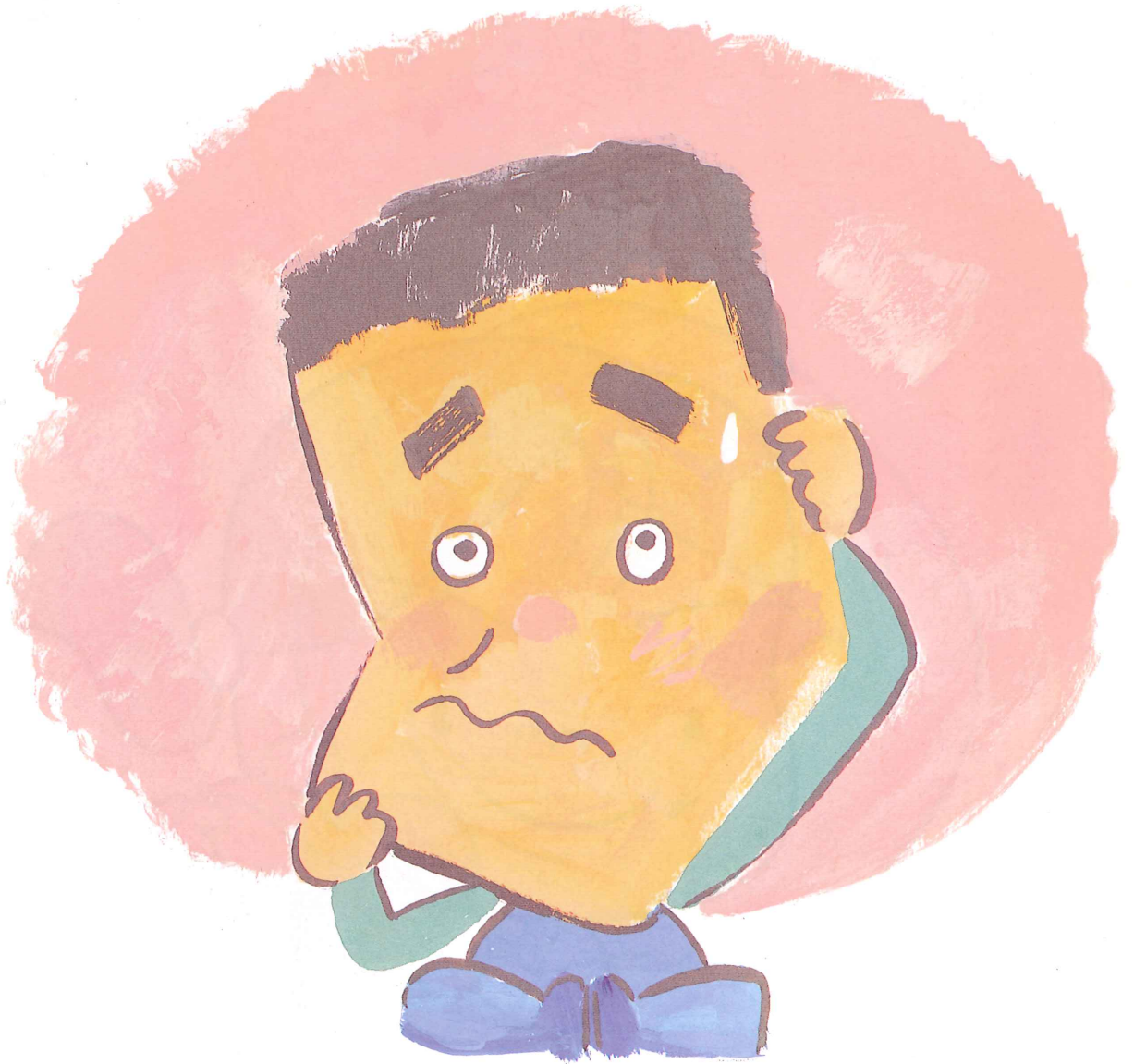
ぼくのおとうさんは なぜ

おかあさんの なまえを

よべないのかなあ

おとうさん おしえて

自分の妻を「おい」と呼ぶ方々は『おい』は愛称だと弁明するかも知れません。でも、「おい」は上位者であることを確認する下位者への蔑称だといえます。



この冊子の作成にあたっては、多くの刊行物等を参考にいたしました。この欄をかりて関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。